

回 覧										

# たるみず 農業委員会だより

No. 50








農業委員と水之上児童クラブのみなさん



## 耕作放棄地解消事業

この取り組みは耕作放棄地の再生を目的として、毎年農業委員会が行っている事業で、令和5年度は水之上 地区において農地の再生からトウモロコシの作付けまで行い、農業体験の機会提供として、水之上児童クラブの子供達と一緒に種植えと収穫作業を行いました。

## 目次

-  会長あいさつ
-  農業委員会の取り組み・・・農地の管理は適切に！
-  農地の相続はお済みですか・・・相続手続きの義務化が始まります
-  農業者年金で老後の備えと安心を！
-  農業新聞を購読しませんか？

【発行・お問い合わせ先】 垂水市農業委員会事務局  
 住所：鹿児島県垂水市上町114番地（垂水市役所内）  
 電話：0994-32-1205



## 会長あいさつ ～発刊に寄せて～



葛迫巧会長

日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
現在、委員20名と、事務局、農林課をはじめ関係機関の方々と共に農地を守り、引き継ぐための様々な活動に取り組んできております。

人口減少・高齢化が進み、農家の皆さん、農地を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、本市では、国県及び市の事業等を活用して農業に取り組む若い農家の方も増えつつあり、外国人技能実習生の方々も大勢頑張っていると思います。

農地は、所有者と耕作者、そして地域の方々のご尽力により守られてきておりますが、地域ごとに様々な問題もあるかと思えます。

それらの解決の一助になればとの思いを胸に、委員一同頑張っていますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



## 農業委員会の取り組み・・・農地の管理は適切に！

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置が義務付けられており、市役所の組織とは異なる一定の独立性をもった行政委員会のひとつで、募集・選考から議会の同意までを得て市長が任命する「農業委員／定数10名」と、農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員／定数10名」にて構成されています。

農業委員会としての業務は大きく分けて2つ、農地法等の定めに基づく農地の売買や貸し借り、転用の申請に際して審議や議決を行うことと、担い手等への農地利用の集積・集約化、新規就農の促進、耕作放棄地の発生防止・解消を中心とした、農地の利用の最適化の推進を図っていくことです。

### 定例総会（毎月開催）

毎月1回、農地法等に基づく農地売買、貸借、転用申請等について、担当委員による現地調査、確認を行った上で、許可等の審査・承認議決を行います。

### 農地利用状況・意向調査

毎年8月頃、管内全ての農地の利用状況を目視で調査し、遊休地化、荒廃化している農地について、所有者等への意向調査を行います。

### 農地の利用権の設定等の促進

農地の貸し借りや、あっせん等の相談、申し出を受けて、所有者と耕作者との仲介役として支援を行います。

### 「貸したい」「借りたい」アンケート

農地の所有者や耕作者を個別に訪問し、農地の利用等に関する意向調査・確認を行い、その結果を新たなマッチングにつなげます。

### その他の取り組み

- ・ 農地に関する様々な相談やトラブルの仲介、農家への情報提供
- ・ 農業者年金に関する相談や加入・拡大の活動
- ・ 農業新聞の加入・促進等





## 耕作放棄地解消事業について



地域における耕作放棄地の解消＝農地再生のモデルとして、農地の再生作業、農作物の作付から収穫までを委員自ら取り組むとともに、地域の子供達に農業体験の機会を提供し、農地の大切さ、農業への理解、周知を図る目的にて、市内の各地域にて毎年度実施しています。

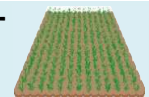
### <再生前>



### <再生後>



農地の売買、贈与、貸し借り、転用等には農業委員会の許可が必要です  
このような場合は、事前に農業委員会にご相談ください



### ◎農地の所有権移転【農地法第3条許可申請】

農地の売買や、貸借をしたい場合には、持ち主、譲り受け人同士で、勝手に手続きを行うことはできません。

農地法等の手続きにより、必要な書類の準備、手続き、調査等を経た上で、農業委員会における審議に諮り、許可を受ける必要があります。

新規に農業を始める方や、初めて農地を取得される方は、営農計画書の提出が必須となります。

### ◎農地の転用【農地法第4条・第5条申請】

農地を、住宅や工場などの建物敷地、資材置き場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することを「農地転用」といいます。

また、一時的に資材置き場や砂利採取場等に利用する場合は、「一時転用」となり、それぞれ農業委員会（規模によっては県機関）の許可を受ける必要があります。

許可を受けずに農地を転用したり、許可条件に違反した場合、事業計画どおりに転用がされない場合には、農地法違反となり、工事の中止、現状回復命令や罰則の適用があります。





農地の相続はお済みですか・・・相続手続きの義務化が始まります  
大切な農地を守り引き継ぐためにも相続登記を行いましょう！



農地の売買や譲渡に際して、所有者名義が故人名義のままの場合は、手続きを進めることは出来ません。

農地の貸し借りをを行う際においても、相続手続きが行われていない場合は、相続人の同意を集めて得る必要があり、手続きの大きな支障となっています。

**土地・建物等の不動産の所有者が亡くなった際に、速やかに相続手続きが行われておらず、所有者不明の不動産が増加していること等を受けて、これまで任意とされていた、相続登記の手続きが、令和6年4月1日から義務化されることになりました。**

- ◎相続人は、不動産（土地・建物等）を、相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となり、法務局に申請する必要があります。
- ◎令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。（3年間の猶予期間があります）
- ◎正当な理由なく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記の申請に関するご相談はこちらへ⇒

**鹿児島地方法務局鹿屋支局**  
(電話) 0994-43-6790



農業者なら誰でも入れる「農業者年金」で老後の備えと安心を！

～農業者年金は下記3つの加入要件を満たせば、どなたでも加入できます～

**要件① 国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者は対象外）**

**要件② 年間60日以上農業に従事（自己申告で証明書類等は不要）**

**要件③ 20歳以上60歳未満**

農地所有等の  
加入要件の制約は  
ありません！

### 農業者年金のメリット

- ◎保険料は全額、社会保険料控除の対象であり、節税の効果があります
- ◎通常の年金支給額に上乗せされるため、老後の生活の安心に繋がります
- ◎保険料の支払額は自由に設定・変更可能（月額2万～6万7千円以内）
- ◎一定の条件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

いつでも  
脱会できて、  
いつでも  
再加入  
できます！



農業者に役立つ情報いっぱいの「全国農業新聞」を購読しませんか？

「全国農業新聞」は全国で発行されている週刊農業専門紙です。農業政策等の解説から、農業経営・技術に関する情報、暮らしや地域に役立つ情報を、農業者目線で捉えた農業者必見の新聞です。発行日：毎週金曜日・月4回発行、購読料：月額700円

**お申し込みは地域の農業委員もしくは農業委員会事務局まで！**

